

議案参考資料

[平成 30 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

医療保険課 国保係

議案名

議案第 20 号 桐生市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

国民健康保険法の一部改正に伴い、市が実施する国民健康保険の事務について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県に変更されたことで、市が実施する国民健康保険の規定について、文言を改めます。

| | 現行 | 改正案 |
|----------------------|-------------|--------------------|
| 条例で規定する対象(第 1 条) | 市が行う国民健康保険 | 市が行う国民健康保険の事務 |
| 法令の規定上の協議会の名称(第 2 条) | 国民健康保険運営協議会 | 国民健康保険事業の運営に関する協議会 |

(施行期日：平成 30 年 4 月 1 日)

背景・経過

国民健康保険法が改正され、平成 30 年度から、国民健康保険は都道府県と市町村がともに行うことが規定されました。国民健康保険の財政運営の責任主体は都道府県になり、市町村はその事務を担うこととなります。